

「新・さっぽろ子ども未来プラン 第5章」

「教育・保育に関する需給計画」(改定版)

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度(2015年度)から5年間を計画期間として、市民アンケート調査等により算出した潜在ニーズを含む「教育・保育」の「量の見込み(ニーズ量)」に対する「提供体制(供給量)の確保の内容及びその実施時期」を定め、平成30年度(2018年度)の教育・保育ニーズに対して必要となる供給量を増やすこととしていました。

計画策定からこれまでの間、この計画に基づく保育所等の新たな認可等を着実にを行うことにより、ニーズに対する供給量を確保したところですが、低年齢児において想定を上回るニーズが発生したことを踏まえ、今後必要となる供給量を定めるため、国の指針に基づき中間年度において計画内容の見直しを行うものです。

見直しに当たっては、直近の市民ニーズを把握するため改めて市民アンケート調査を行うとともに、札幌市の附属機関である札幌市子ども・子育て会議において、供給量の確保に当たっての考え方などについて検討を行い、本書のとおり平成32年度(2020年度)の教育・保育ニーズに対して必要となる供給量を確保するための考え方等について決めました。

1 需給計画策定に関する基本方針等

■教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として市町村が定める区域のことですが、札幌市においては原則として「行政区単位の設定」とします。

■量の見込み（ニーズ量）に当たっての考え方

「量の見込み」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかに関する見込みのことですが、札幌市においては次の表の右欄に記載の考え方にに基づき見込むこととします。

事業名等	量の見込みに当たっての考え方
「教育・保育」とは、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等で就学前の子どもに対し提供される保育サービスのことで以下のとおり区分されます。 <ul style="list-style-type: none">・ 1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育の利用を希望・ 2号（学校教育利用希望）⇒満3歳以上で保育の必要があり、教育の利用も希望・ 2号（学校教育利用希望以外）⇒満3歳以上で保育の必要があるが、教育の利用は積極的には希望しない・ 3号⇒3歳未満で保育の必要あり	国手引きのとおり

※ この表にいう「国手引きのとおり」とは、量の見込みを算出するために国が作成した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき量の見込みを算出したことを指します。

なお、国の手引きにおいては各年度における就学前児童数の推計数にアンケート調査（平成28年10月に市内の就学前児童15,000人を無作為抽出して札幌市が実施した「札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査」のことをいう。）により把握した利用意向率（現在は、保育所利用を希望していないが将来的に稼働して利用したいといった潜在的な利用意向を含む。）を乗じることにより算出した数値を「量の見込み」とすることとされています。

計画期間内の就学前児童数については、毎年減少する見込みであることから、見直し後の量の見込みも平成30年度から毎年減少する見込みとなっています。

■提供体制（供給量）の確保に当たっての考え方

「提供体制（供給量）」とは、特定の保育サービスが施設・事業者によりいつ・どれだけ提供されるかに関する見込み量のことをいいますが、その確保に当たっては以下の内容を基本的な考え方とします。

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の供給量の確保に共通する考え方 新規整備の抑制

主たる保育サービスの利用者である就学前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができること等を踏まえ、以下の方法により供給量を確保していきます。

① 既存施設の活用

可能な限り既存施設・事業者を活用して供給量を確保する。

② 区間調整

供給量>ニーズ量となっている行政区の供給量の一部について、それぞれの保育サービスの利用実態を考慮し適切な範囲において、ニーズ量>供給量となっている行政区に充当することとする。

「教育・保育」の供給量の確保に関する考え方

目標年度

平成31年度末までの供給量の拡大により、平成32年4月1日（※）に供給量 \geq ニーズ量とする。

※「子育て安心プラン（平成29年6月公表）」を踏まえたもの。

供給量の確保策

供給量の確保に当たっては、新規整備を抑制し、既存の認可施設・事業者を最大限に活用することを目的に、下記「供給量の確保の優先順位」に基づく取組を進めるとともに、国の基本指針に基づき企業主導型保育事業（定員のうち地域枠相当部分に限る。）や幼稚園等における一時預かり事業についても計画上の供給量として計上する。

供給量の確保の優先順位

教育・保育の供給量については、原則として以下の順序により供給量の確保方策とする。

<教育（1号・2号学校教育利用希望）の供給確保策>

- ① 既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行
- ② 既存認定こども園の増築等による定員増
- ③ 既存幼稚園等における一時預かり事業
- ④ 認定こども園の新規整備

<保育（2号学校教育利用希望以外・3号）の供給確保策>

- ① 既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行
- ② 既存認定こども園・認可保育所・地域型保育事業の増築等による定員増及び既存幼稚園による小規模保育事業等の整備
- ③ 既存認可外保育施設から認定こども園・認可保育所・地域型保育事業への移行
- ④ 企業主導型保育事業・既存幼稚園等における一時預かり事業
- ⑤ 認定こども園・認可保育所・地域型保育事業の新規整備

※ 本計画においては1号の供給量は不足しない見込みであることから既存認可保育所からの認定こども園への移行によるものを除き、1号のみの供給量確保を目的とした整備は行わない。

※ 認定こども園については、4類型のうち保育の質の確保等の観点から幼保連携型認定こども園を最優先とし、一貫した教育・保育の提供を保障するため、幼保連携型認定こども園の場合は原則として1～3号の定員を設けることとする。

また、既存の幼稚園及び認可保育所が認定こども園に移行することについては、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、原則として認可・認定する。そのために必要な範囲で需給調整の特例措置を講じることとし、需給計画に「認定こども園特例枠」として所要の上乗せ量を定める。

※ 地域型保育事業については、卒園後の受け皿としての連携施設が確実に確保できるなど、卒園児が引き続き保育等を受ける環境が整っていると認められる場合に供給量の確保方策とする。

また、3号に対する供給量のみが不足する場合は、地域型保育事業を供給量の確保方策として優先する。

※ 地域型保育事業のうち小規模保育事業については、保育の質の確保（保育従事者に占める保育士の割合に関する基準）の観点から原則としてA型を確保方策とする。

※ 地域型保育事業のうち事業所内保育事業については、主に従業員の福利厚生のために設置するという事業の性格を踏まえ、優先順位に位置付けることをせず、地域枠の定員の適正な設定を含め個別に設置の判断を行う。

※ 地域型保育事業のうち居宅訪問型保育事業については、保育の質の確保（保育従事者と子どもが1対1で保育されるという事業の性質上、保育状況の客観的な把握・検証が困難であること）の観点等から少なくとも今回の事業計画期間内においては実施しない（認可しない）。

※ 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）については原則として連携施設（保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿となる施設をいう。）を確保する義務があることから、連携施設と

なる認定こども園、幼稚園及び認可保育所との連携が円滑に行えるように必要に応じて札幌市が適切な調整等を行うこととする。

供給量の確保に向けた環境整備

保育の供給量確保に当たり、保育現場の担い手となる保育士等の人材確保及び資質向上についての重要性を考慮し、行政、各団体、養成校等がそれぞれ主体的な取組を推進するとともに、取組の効果が最大化するよう3者が連携・協力して保育士確保に関する取組を進めるものとする。

2 需給計画

■需給計画のポイント

「教育・保育」に関する需給計画のポイント

ニーズ	需給計画のポイント
幼稚園等を利用したいというニーズ (※1)	<p>札幌市全域で見ると目標年度である平成32年度のニーズ量と計画見直し時点である平成30年度の供給量を比較すると、1号はニーズ量(19,533人) < 供給量(26,388人)と大幅な供給過多となっています。供給量が不足する区においても区間調整により既存の幼稚園等で必要な供給量を確保できることから、新たな幼稚園の整備は行わないこととしています。</p> <p>一方、2号はニーズ量(4,595人) < 供給量(4,606人)となっているものの、区別の不足の合計は789人となっていることから、行政区ごとにニーズ量に対して必要な供給量を確保するため、幼稚園の認定こども園化等と幼稚園一時預かり事業により、平成30年度から平成31年度までの2か年度で1,302人分の供給量を拡大することとしています。</p>
保育所等を利用したいというニーズ (※2)	<p>札幌市全域で見ると目標年度である平成32年度のニーズ量と計画見直し時点である平成30年度の供給量を比較すると、2・3号とも供給量が不足しており、特に1・2歳児においてニーズ量(12,529人) > 供給量(10,620人)と1,909人分の供給量が不足しています。</p> <p>そこで、小規模保育事業・保育所等の新設整備等と企業主導型保育事業により、平成30年度から平成31年度までの2か年度で3,415人分の2・3号の供給量を拡大することとしています(※3)</p>
ニーズ変化への対応	<p>国が「子育て安心プラン」において予測する将来的な女性就業率の上昇や「新しい経済政策パッケージ」で進める幼児教育・保育の無償化等に伴う保育利用率の上昇、計画策定後に判明する大規模開発等によるニーズの変化には、「量の見込み」を適切に補正することにより対応することとします。</p>

- ※1 詳細な需給計画の表における「3-5 歳教育のみ（1号）」及び「3-5 歳保育の必要性あり（2号）」のうち「学校教育利用希望強い」の「①量の見込み」欄に記載されている数値を合計したものが幼稚園等を利用したいというニーズの量
- ※2 詳細な需給計画の表における「3-5 歳保育の必要性あり（2号）」の「左記以外」、「0歳保育の必要性あり（3号）」及び「1・2歳保育の必要性あり（3号）」の「①量の見込み」の欄に記載されている数値を合計したものが保育所等を利用したいというニーズの量
- ※3 平成 30 年度時点の保育所等による供給量（札幌市全域：2・3号合計）である 28,696 人を平成 32 年度時点で 32,111 人まで増やす計画としている。